発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年６月27日
【発行者の名称】	株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　水嶋　浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
【電話番号】	03-5208-5739
【事務連絡者氏名】	管理部長　山岡　憲治
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅　卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス http://www.simplex-f-holdings.com 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１．TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

４．東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第14期	第15期	第16期
決算年月		2020年３月	2021年３月	2022年３月
営業収益	（千円）	6,741,510	12,065,096	7,829,178
経常利益	（千円）	2,240,416	6,382,772	3,145,400
親会社株主に帰属する当期純利益	（千円）	1,672,168	4,631,090	2,303,815
包括利益	（千円）	1,655,501	4,696,087	2,411,482
純資産額	（千円）	5,731,818	8,886,515	8,702,397
総資産額	（千円）	8,138,408	13,916,337	10,853,491
１株当たり純資産額	（円）	2,729.44	6,302.49	10,238.12
１株当たり配当額	（円）	－	－	－
１株当たり当期純利益	（円）	262.93	2,787.42	2,188.85
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－	－	－
自己資本比率	（%）	70.4	63.9	80.2
自己資本利益率	（%）	27.0	63.4	26.2
株価収益率	（倍）	8.5	1.2	2.9
配当性向	（%）	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	3,010,962	4,791,609	1,139,771
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△174,764	300,870	82,869
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△2,589,469	△1,556,035	△2,610,528
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	5,269,089	8,808,569	7,467,358
従業員数	（人）	44	48	47

（注）１．第14期、第15期及び第16期の連結財務諸表につきましては、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

２．当社は、2019年10月１日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を実施しておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり情報を算定しております。

３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

４．１株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。

５．臨時従業員は含まれておりません。

２【沿革】

当社グループは、日本におけるヘッジファンドの草分けとして、1997年７月にシンプレクス・キャピタル・リミテッドとして香港で設立され、1998年３月に債券アービトラージ戦略を中心とする運用を開始しました。1999年７月にシンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッドを設立。1999年11月にはシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社を日本に設立し、シンプレクス・キャピタル・リミテッドの運用を引き継ぎました。

2006年10月に持株会社体制に移行し、完全親会社である株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングスを設立しました。

なお、2021年６月28日開催の当社取締役会において、シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッドを解散することを決議し、2021年８月５日付で清算結了しております。

1999年11月	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社を東京都中央区に設立。
1999年12月	投資顧問業（助言）登録。
2000年３月	シンプレクス・キャピタル・リミテッドの業務をシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社に移管。
2000年５月	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッドを設立。
	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が投資一任業務認可取得。
2000年７月	株式会社シンプレクス・インスティテュートが設立。
2001年４月	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が投資信託委託業認可取得。
2001年９月	シンプレクス・キャピタル・リミテッドを閉鎖。
2005年８月	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社がシンプレクス・ジャパン・バリューアップ・ファンド運用開始（企業価値向上を目指す投資信託）。
2005年10月	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の代表取締役社長に水嶋浩雅が就任。
2006年７月	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社がSAMアナリティック日本株ニュートラル運用開始（日本株マーケットニュートラルを戦略とする当社グループ初の国内公募投資信託）。
2006年10月	持株会社体制に移行。 完全親会社、株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングスを設立。
2007年６月	株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングスとシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が、本社を東京都千代田区　新丸の内ビルディングに移転。
2007年９月	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が金融商品取引業者登録（第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業）。
2008年４月	株式会社シンプレクス・インスティテュートを持分法適用会社とする。
2009年８月	当社グループ初のETFであるWTI原油価格連動型上場投信が大阪証券取引所(現東京証券取引所）に上場(コード1671)。
2012年10月	ヘッジファンドインテリジェンス社に於けるアジアヘッジアワードで、当社グループが運用するSimplex Value Up Trustがイベントドリブン年間最優秀賞を受賞。
2013年６月	ヘッジファンド情報会社の権威であるEurekahedgeによるアジアの2013年の優良ファンドに対する表彰で、当社グループが運用するSimplex Value Up Trustが６年連続（当期は２部門）に加え、同じくSimplex J Flag Fundが１部門にノミネート。
2014年４月	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッドが香港国内における投資運用業、投資助言業認可取得。
2015年１月	株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングスが東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場。
2015年４月	ヘッジファンド情報会社の権威である Eurekahedge によるアジアの2015年の優良ファンドに対する表彰で、当社グループが運用する シンプレクス・ファンド親子（適格機関投資家限定） がBest Japan Hedge Fund 部門にノミネート。
2019年12月	ストームハーバー証券株式会社を持分法適用会社とする。
2021年６月	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッドを解散することを決議。 2021年８月清算結了。

３【事業の内容】

当社グループは、株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングスを持株会社として、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社（以下、「シンプレクス・アセット社」）及びシンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド（以下、「シンプレクス香港」）で構成される企業集団であります。

なお、当社グループのケイマン籍ファンドにおける運用会社として役割を果たしてまいりましたシンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッドですが、その機能をシンプレクス香港に集約したことから、2021年６月28日開催当社取締役会において同社を解散することを決議し、2021年８月５日付で清算結了しております。

当社グループは投資運用業を主たる業務としており、国内外のファミリーオフィス、大学、年金基金、政府、銀行、年金等、内外の機関投資家に高度な金融プロダクトを提供しております。また、個人投資家および機関投資家に対しては、新しいタイプのETFを組成･運用、提供しております。

当社グループは、銀行や証券会社などの大手金融機関の系列に属さない、日本では数少ない独立系の運用会社であります。独立系の運用会社として、プロダクトを最優先するプロダクト第一の姿勢を貫いております。そのために、金融技術と投資運用に関する専門家を世界中から集結させております。

当社グループは投資運用業の単一セグメントとしておりますが、ファンド、上場投資信託（ETF）およびオープンイノベーションの３つのビジネスラインがあります。

(1) ファンド

社内外のファンドマネージャーによるファンド運用を行っております。日本株を中心に、グローバルマクロなど多彩なラインナップがあります。

プロダクト第一のスタンスを採っており、売り易いプロダクト、売れるサイズのプロダクトではなく、サイズが小さくともアノマリーが取れるプロダクトを組成しております。顧客層は、機関投資家中心となっております。

独立系だからこそ可能な優秀な人材を引き付ける報酬体系、グローバルな体制の構築があって初めて可能となるサービスです。

また、2014年４月にシンプレクス香港で運用ライセンスを取得し、香港でのアジア・アセットのファンド運用を行っております。

(2) ETF

国内で主流の日経平均やTOPIXといったETFのみではなく、レバレッジ・インバース、原油などエッジの利いた日本初となるETFも多数上場させ、運用しております。

ETFは、機関投資家および個人投資家を顧客層とします。

今後もこれまで同様、エッジの利いた先駆的なETFを上場させていく計画であります。

(3) オープンイノベーション

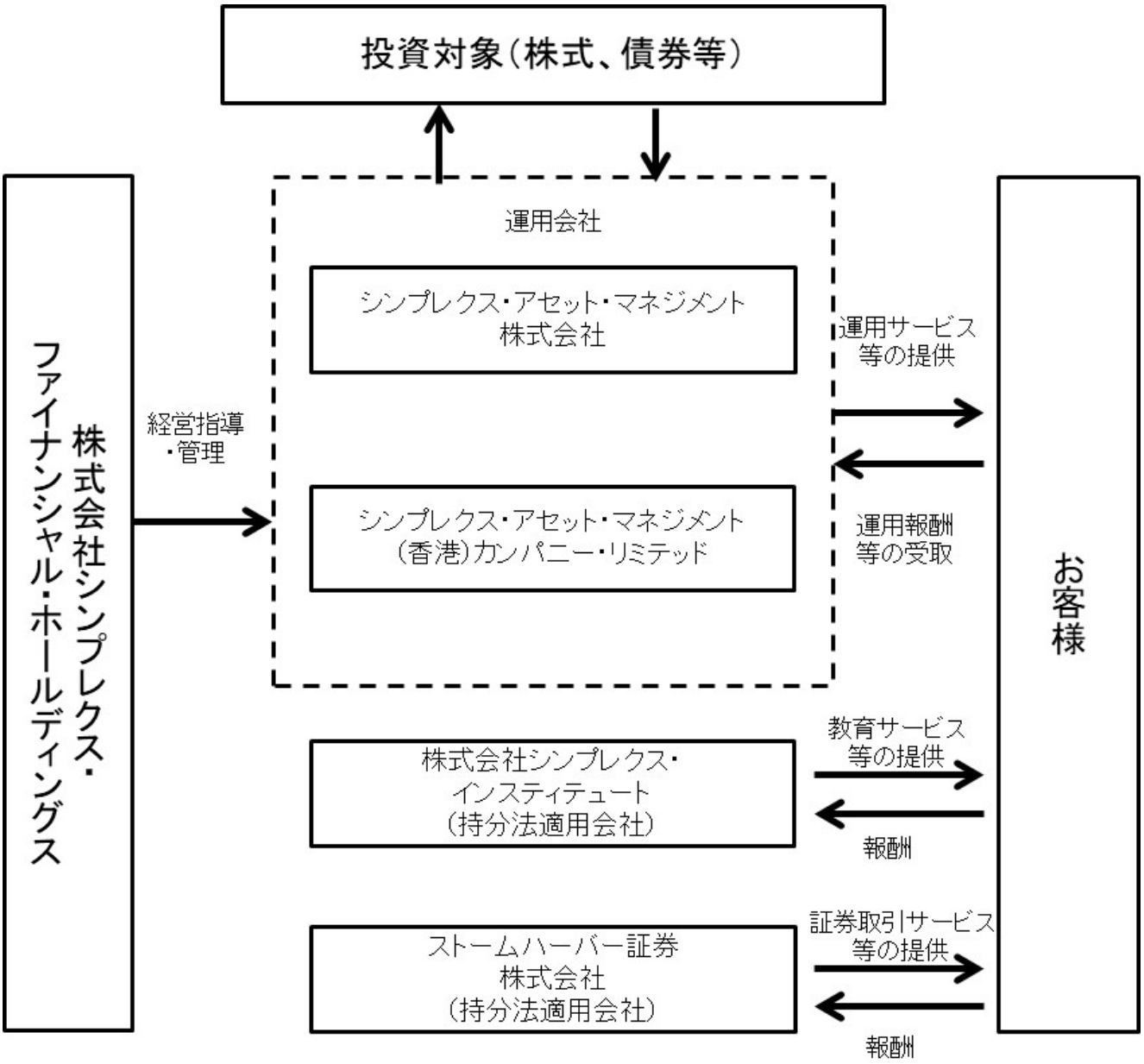
投資銀行は自己勘定トレードから第三者資金の運用にビジネスを移行しております。投資銀行はトータル・リターン・スワップで投資家にパフォーマンスを提供しております。従来は投資銀行がマーケティングから実質的な運用まで全てを行い、運用会社がトータル･リターン・スワップを受けるファンドを組成し、投資家がそのファンドに投資してきました。しかし、多数の投資銀行が顧客に多数の提案を行うため、投資家は自らに合ったプロダクトを選別することが困難となっております。

そこで、当社グループが投資家と投資銀行の間に入り、投資家の立場にたって適切なソリューションを提供しております。従来のトータル・リターン・スワップを受けるファンドの運用のみならず、個々の顧客にソリューションの提案を行っております。

高度な金融知識およびリスク管理能力なくして実行できないサービスであります。当社グループ独自の新しいサービスであります。

（事業系統図）

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容
（連結子会社）					
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(注)１、２	東京都千代田区	370百万円	投資運用業	100.0	役員の兼任
シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド(注)１、２	香港	50万香港ドル	投資運用業	100.0	役員の兼任
（持分法適用関連会社）					
株式会社シンプレクス・インスティテュート	東京都港区	70百万円	教育サービス	39.5	―
ストームハーバー証券株式会社	東京都港区	390百万円	証券業	30.1	―

（注）１. シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びシンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッドは、特定子会社に該当いたします。
２. シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びシンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッドについては、営業収益（連結会社相互間の内部営業収益を除く）の連結営業収益に占める割合が 10%を超えております。 最近連結会計年度における主要な損益情報等は、以下のとおりであります。

会社名	営業収益（千円）	経常利益（千円）	当期純利益（千円）	純資産額（千円）	総資産額（千円）
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	6,861,576	2,487,541	1,800,769	3,701,850	5,448,747
シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	3,051,785	654,506	531,734	938,968	2,064,437

５【従業員の状況】

(１) 連結会社の状況

2022年３月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
投資運用・顧問業	47
合計	47

（注） 従業員数は就業人員であり、当社グループの全連結会社の従業員数の合計を記載しております。

(２) 提出会社の状況

2022年３月31日現在、従業員はおりません。

（注） １.当社は持株会社であり、管理・経理事務処理業務等に関しては、子会社のシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の従業員兼務（７名）にて実施しております。

２.従業員数には子会社との兼務者は含まれておりません。

(３) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

(１) 業績

当社グループの当連結会計年度末における運用資産残高は前期末比35.6%増の13,511億円となりました。

運用資産残高に基づく基本報酬は前期比1.1%減の51億33百万円、成功報酬（ファンドの業績によって計上する報酬）は前期比63.3%減の25億15百万円と大幅に減少したことにより、営業収益は前期比35.1%減の78億29百万円となりました。

営業費用及び一般管理費に関しては、前期比18.6%減の46億74百万円となりました。これは成功報酬の発生に連動する支払手数料や賞与等の支払を含む人件費が減少したこと等によるものです。

以上より、営業利益は前期比50.1%減の31億54百万円、経常利益は前期比50.7%減の31億45百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比50.3%減の23億3百万円となりました。

また、当社グループは投資運用・顧問業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(２) キャッシュ･フローの状況

第16期連結会計年度 （自 2021年４月１日至 2022年３月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前期末に比べ13億41百万円減少し、74億67百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります

(営業活動におけるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは11億39百万円の収入となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益31億45百万円が計上されたことのほか、未収委託者報酬の減少24億52百万円、未払金の減少10億72百万円及び法人税等の支払いによる支出30億17百万円があったことによるものです。

(投資活動におけるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは82百万円の収入となりました。 これは主に、投資有価証券の売却及び償還による収入94百万円があったことによるものです

(財務活動におけるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは26億10百万円の支出となりました。これは主に、自己株式の取得による支出25億95百万円があったことによるものです。

２【生産、受注及び販売の状況】

(１) 生産実績

該当事項はありません。

(２) 受注実績

該当事項はありません。

(３) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	営業収益(千円)	前年同期比(%)
投資運用・顧問業	7,829,178	64.9
計	7,829,178	64.9

（注） １．運用受託報酬について営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、主要な顧客ごとの営業収益の記載をしておりません。

２．委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

（4）運用資産残高

期末運用資産残高の推移

（単位：億円）

	2020年３月	2021年３月	2022年３月
非上場投資信託等	5,479	7,856	11,369
上場投資信託	1,839	2,107	2,142
合計	7,317	9,963	13,511

（注）１．金額は、時価純資産額であり、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

３【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(１) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「投資家の皆様の利益を最優先に考える独立系運用会社」として確固たる地位を築くことを経営目標として掲げております。

国内外のファミリーオフィス、大学、年金基金、政府、銀行、年金等、内外の機関投資家向けに高度な金融プロダクトを提供すると共に、個人投資家および機関投資家に対しては、先進的な上場投資信託（ETF）の組成・運用を行い、独立系の運用会社として、常にプロダクトを最優先するプロダクト第一の姿勢を貫きます。

(２) 目標とする経営指標

当社グループの収益は投資運用・顧問業からの収入であり、ファンドの運用資産総額に応じた基本報酬とファンドの運用成績に応じた成功報酬で構成されます。成功報酬はファンドの運用成績に左右されるため、市場環境の影響を大きく受けます。

基本報酬で固定費をカバーすることにより、市場環境の変動による影響を受けることのない安定した事業を営むことを重視しております。

(３) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループはファンドの投資家の利益を第一に考えます。国内外の投資家に高度な金融プロダクトを提供するために、金融技術と投資運用に関する多彩な専門家が世界中から集結しております。

市場環境に頼らずに安定して事業を継続できる運用資産を確保し、独立系の運用会社として経営の安定を図ります。大手金融機関との利害関係のない独立系だからこそ運用できるプロダクトを顧客に提供します。

(４) 会社の対処すべき課題

当社グループは、「投資家の皆様の利益を最優先に考える独立系運用会社」として確固たる地位を築くことを経営目標として掲げております。また厳格なコンプライアンス体制や高度なリスク管理体制といった我々が永年維持向上させてきたプラットフォームの上に、付加価値の高い金融プロダクトを提供していくことによって、投資運用業としての当社グループの企業価値を安定的、永続的に高めていこうと考えております。これらの経営目標達成のため、以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

① プロダクトの多様化

現在、当社グループの収益源は、日本株式の運用に関する収益が中心となっておりますが、今後は、日本株式以外の運用資産を増やすことにより、運用プロダクトの多様化を図り、収益源の多様化を図りたいと考えております。

② 投資家の拡大

国内外のファミリーオフィス、大学、年金基金、政府、銀行、年金等、内外の機関投資家中心に幅広いネットワークを構築しておりますが、さらなる発展のためには、顧客層の拡大および多様化が必要になります。安定的に運用成績をあげ、ファンドの評価を高め、認知度を向上させることにより、投資家層の更なる拡大に取り組みます。

③ 優秀な人材の確保

大手金融機関の系列に属さない独立系の運用会社であるため、優秀な人材をグローバルベースで確保し、その能力を発揮させることが事業発展のためには必須となります。国内外から優秀な人材を獲得する為には、彼らを引き付ける報酬体系およびグローバルプラットフォームを構築することが重要であり、それらの環境整備・維持に継続的に取り組みます。

④ ガバナンスの向上と内部管理体制の充実

当社グループは、2015 年 1 月に独立系運用会社として初めて TOKYO PRO Market へ上場しました。更なる透明性の確保とガバナンスの向上、内部管理体制の充実・強化に取り組みます。

４【事業等のリスク】

発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

（１）市場環境の悪化について

日本の株式市場のみならず国際的な金融市場環境が悪化した場合、成功報酬（ファンドの業績によって計上する報酬）を獲得できないことや運用資産の減少により収益が大きく減少する可能性があります。市場環境が悪化すると、新規運用資産の獲得は困難となり、既存の運用資産の解約が続出する可能性もあります。

（２）外部業者について

当社グループは多数の外部業者を利用して事業を展開しております。信託銀行に信託財産の管理、証券会社に取引の執行など多数の外部業者に様々な業務を委託しております。その外部業者のサービス提供に問題が生じた場合は、当社グループの業務に影響が生じる可能性があります。

（３）システム障害について

当社グループのサーバー等のネットワークシステムに障害が発生した場合、コンティンジェンシープランは構築しているものの、業務に影響が生じる可能性があります。

（４）小規模組織であることについて

当社グループはグループ全体で役職員 50 名程度と小規模な組織です。特定の役職員に依存している業務もあり、当該職員が退職した場合には、業務に影響が生じる可能性があります。

（５）経営者への依存について

当社の代表取締役社長であり、大株主でもある水嶋浩雅は、当社グループの経営、ファンドの運用について重要な役割を果たしています。水嶋が何らかの理由で職務を遂行できなくなった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（６）法的規制に係るリスクについて

当社グループは、日本においては、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言業及び第二種金融商品取引業に関する業務を営んでおり、金融商品取引法第 29 条に基づく「第二種金融商品取引業」の登録を内閣総理大臣から受けており、当該登録に期限の定めはありません。金融商品取引業者は金融商品取引法を始めとする各種の法令や諸規則を遵守する必要があり、法令又は法令に基づく規定に違反したときは、登録又は認可の取消し、一定期間の業務停止又は何らかの改善命令を受ける可能性があります。また、香港および英国領バージン諸島においても投資運用業を営んでおり、それぞれの国や地域における法令や諸規則に従う必要があります。これら国内外の法令や諸規則の遵守を徹底するため、グループ各社が社内規則及びモニタリング体制の整備、役職員に対する研修を実施しております。これらの措置により当社グループのコンプライアンス態勢は適切な水準にあり、本書提出日時点では業務停止命令等の行政処分に該当する事実はないと認識しておりますが、広範な権限を有する監督当局等から行政上の指導や処分を受けるような事態が生じた場合、その内容によっては通常の業務活動が制限されたり、行政処分などを理由として顧客が資産を引き揚げたりする恐れがあります。また、法令や諸規則の改正又はその解釈や運用の変更が行われる場合、その内容によっては今後の業務展開や業績に悪影響を及ぼす恐れがあります。

（７）自然災害、感染症等のリスク

地震、風水害などの自然災害により社屋・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社に直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、新型コロナウィルス等の感染症対策として、在宅勤務、時差通勤、及びインターネット会議等導入しておりますが、新型インフルフルエンザやコロナウィルス等の感染症が想定を上回る規模で発生及び流行した場合、当社の業務遂行に支障が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（８）担当 J－Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J－Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J－Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ－Adviser契約を締結しているのは株式

会社日本M&Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ－Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J－Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ－Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J－Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J－Adviser契約上の義務＞

・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ－Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。） 第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（ａ）及び（ｂ）に定める書面に基づき行うものとする。

（ａ）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ｂ）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の（ａ）から（ｃ）までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該（ａ）から（ｃ）までに掲げる場合には当該（ａ）から（ｃ）までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

（ａ）当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合　当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

（ｂ）当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合　当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

（ｃ）当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）　当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④　前号に該当することとなった場合においても、当社が次の（ａ）から（ｃ）までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

（ａ）次のイ又はロに定める場合に従い、当該イ又はロに定める事項に該当すること。

イ　当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

ロ　当社が前号（ｃ）に規定する合意を行った場合　当該再建計画が、前号（ｃ）に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

（ｂ）当該再建計画に次のイ及びロに掲げる事項が記載されていること。

イ　TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

ロ　前（ａ）のイに規定する見込みがある旨及びその理由又は同ロに規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

（ｃ）当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤　事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の（ａ）から（ｃ）までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該（ａ）から（ｃ）までに掲げる場合には当該（ａ）から（ｃ）までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

（ａ）当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次のイ又はロに該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

イ　TOKYO PRO Marketの上場株券等

ロ　特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

（ｂ）当社が、前（ａ）に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

（ｃ）当社が、（ａ）及び前（ｂ）に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号（ｂ）の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥　不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認

められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦　支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧　発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨　虚偽記載又は不適正意見等

次の（ａ）又は（ｂ）に該当する場合

（ａ）当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

（ｂ）当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩　法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪　株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫　株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬　完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭　指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮　株主の権利の不当な制限

当社が次の（ａ）から（ｇ）までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

（ａ）買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

（ｂ）ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

（ｃ）拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

（ｄ）TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

（ｅ）TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

（ｆ）議決権の比率が３００％を超える第三者割当に係る決議又は決定

（ｇ）株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯　全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰　反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑱　その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

５【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

７【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社が判断したものであります。

(１) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(２) 財政状態の分析

第 16 期連結会計年度（自　2021 年４月１日　至　2022 年３月 31 日）

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は、前期末に比べ29億48百万円減少し、101億33百万円となりました。主な要因は、現金・預金が13億41百万円及び未収委託者報酬が23億6百万円減少したことによるものです。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産の残高は、前期末に比べ1億14百万円減少し、7億19百万円となりました。主な要因は、投資有価証券が72百万円減少したことによるものです。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債の残高は、前期末に比べ28億61百万円減少し、21億11百万円となりました。主な要因は、未払金が10億29百万円及び未払法人税等が14億60百万円減少したことによるものです。

（固定負債）

当連結会計年度末における固定負債の残高は、前期末に比べ17百万円減少し、39百万円となりました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産の残高は、前期末に比べ1億84百万円減少し、87億2百万円となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益により23億3百万円増加したほか、自己株式の取得により25億95百万円減少したことによるものです。

(３) 経営成績の分析

「第一部【企業情報】　第３【事業の状況】　１【業績等の概要】（１）業績」をご覧ください。

(４) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第一部【企業情報】　第３【事業の状況】　４【事業等のリスク】」をご覧ください。

(５) キャッシュ・フローの状況の分析

「第一部【企業情報】　第３【事業の状況】　１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」をご覧ください。

第４【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

２【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

３【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

(１) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株)（2022年３月31日）	公表日現在発行数(株)（2022年６月27日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	11,150,000	850,000	850,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100 株であります。
計	12,000,000	11,150,000	850,000	850,000	―	―

（注）１.2021年８月10日開催の取締役会において決議した自己株式の消却により、2021年８月24日付で発行済株式数が560,000株減少しております。

(２) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(３) 【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

(４) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(５) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2019 年 ８ 月 20日 (注)１	△1,218,000	210,000	―	370,000	―	―
2019年10月 １日 (注)２	1,890,000	2,100,000	―	370,000	―	―
2020 年 ８ 月 25日 (注)３	△690,000	1,410,000	―	370,000	―	―
2021 年 ８ 月 24日 (注)４	△560,000	850,000	―	370,000	―	―

（注）１. 2019年８月６日開催の取締役会において決議した自己株式の消却により、2019年８月20日付で発行済株式数を1,218,000株消却したことによる減少であります。

２.2019年９月10日開催の取締役会決議に基づき、2019年10月１日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を実施していることによる増加であります。

３.2020年８月11日開催の取締役会において決議した自己株式の消却により、2020年８月25日付で発行済株式数を690,000株消却したことによる減少であります。

４.2021年８月10日開催の取締役会において決議した自己株式の消却により、2021年８月24日付で発行済株式数を560,000株消却したことによる減少であります。

（６）【所有者別状況】

2022年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	3	－	－	2	5	－
所有株式数（単元）	－	－	－	950	－	－	7,550	8,500	－
所有株式数の割合（%）	－	－	－	11.2	－	－	88.8	100.0	－

（７）【大株主の状況】

2022年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
シンプレクス株式保有組合 （注）１	東京都千代田区一番町 ４番25号	415,000	48.8
水嶋　浩雅 （注）１，２	東京都渋谷区	340,000	40.0
株式会社OFFICE M （注）１	東京都港区六本木４丁目 ３番35号	85,000	10.0
株式会社SIMPLEX （注）１	東京都千代田区丸の内１丁目 ５番１号	9,600	1.1
株式会社BSM （注）１	東京都千代田区一番町 ４番25号	400	0.0
計	―	850,000	100.0

（注）１．特別利害関係者等（大株主上位10名）
２．特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
３．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第２位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2022年３月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 850,000	8,500	－
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	850,000	－	－
総株主の議決権	－	8,500	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第３号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（千円）
取締役会（2021年８月10日）での議決状況 （取得期間2021年８月11日）	560,000	2,595,600
最近連結会計年度前における取得自己株式	－	－
最近連結会計年度における取得自己株式	560,000	2,595,600
残存決議株式の総数及び価額の総額	－	－
最近連結会計年度の末日現在の未行使割合（%）	－	－
最近連結会計期間における取得自己株式	－	－
公表日現在の未行使割合（%）	－	－

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近連結会計年度		最近連結会計期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（千円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	560,000	2,595,600	―	―
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他（－）	―	―	―	―
保有自己株式数	―	―	―	―

3【配当政策】

成長に向けた投資および経営基盤の拡充のため投資を機動的に行うため、現時点では積極的な配当目標はありません。しかし、状況に応じて、機動的な資本政策の遂行の一環として、配当及び自己株式の取得を含めた株主還元を行うことは、常に検討をしております。

4【株価の推移】

（1）【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第14期	第15期	第16期
決算年月	2020年３月	2021年３月	2022年３月
最高(円)	2,231	3,235	6,340
最低(円)	2,231	3,235	4,635

（注）1.最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。
2.当社は 2015 年１月 27 日より東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。
3.2019 年 10 月１日付で、株式１株につき 10 株の株式分割を行っております。

（2）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2021 年 10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
最高（円）	―	―	―	6,340	―	―
最低（円）	―	―	―	6,340	―	―

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

５【役員の状況】

男性　４名　女性０名　（役員のうち女性の比率　０％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数（株）
代表取締役社長	―	水嶋　浩雅	昭和29年11月15日	昭和52年4月	日興證券㈱（現SMBC日興証券㈱）入社	注1	注4	340,000
				平成10年3月	同社金融法人部商品本部副本部長			
				平成11年3月	日興ソロモンスミスバーニー（現シティグループ証券㈱）ｴｸｲﾃｨ本部共同本部長ﾏﾈｼﾞﾝｸﾞﾃﾞｨﾚｸﾀｰ			
				平成16年9月	日興シティグループ証券㈱（現シティグループ証券㈱）常務執行役員			
				平成17年10月	ｼﾝﾌﾟﾚｸｽ･ｱｾｯﾄ･ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ㈱代表取締役社長（現任）			
				平成18年10月	当社　代表取締役社長（現任）			
取締役	―	白田　敬	昭和34年11月30日	昭和57年4月	日興證券㈱（現SMBC日興証券㈱）入社	注1	注4	―
				平成11年3月	日興ソロモンスミスバーニー（現シティグループ証券㈱）に転籍			
				平成21年9月	㈱JET Academy代表取締役就任(現任)			
				平成22年6月	ｼﾝﾌﾟﾚｸｽ･ｱｾｯﾄ･ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ㈱取締役			
				平成26年6月	当社　取締役（現任）			
				平成27年4月	㈱イムラ封筒社外取締役（現任）			
取締役	―	三上　芳宏	昭和33年10月8日	昭和58年4月	シティバンク東京支店入社	注1	注4	375,810
				平成7年9月	ソロモンブラザーズ東京支店マネジングディレクター			
				平成9年9月	㈱シンプレクス・テクノロジー（現シンプレクス㈱）代表取締役			
				平成11年11月	シンプレクス・アセット・マネジメント㈱代表取締役			
				平成28年12月	当社　取締役（現任）			
監査役 注3	―	石毛　和夫	昭和44年5月25日	平成11年4月	あさひ法律事務所　弁護士	注2	注4	―
				平成15年7月	㈱産業再生機構入社			
				平成19年6月	当社監査役（現任）			
				平成23年1月	ほくと総合法律事務所パートナー弁護士			
計								715,810

（注）１.取締役の任期は、2022年３月期に係る定時株主総会終結の時から2023年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

２.監査役の任期は、2022年３月期に係る定時株主総会終結の時から2026年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

３.監査役 石毛和夫氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

４.2022年３月期における役員報酬の総額については、「６【コーポレート・ガバナンスの状況等】（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】④「役員報酬の内容」に記載のとおりです。

６【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、内外の機関投資家向けに高度な金融プロダクトを提供する独立系の運用会社であります。コーポレート･ガバナンスの強化は経営の重要な課題の一つとして取り組んでおります。

以下では、連結グループとしてのコーポレート・ガバナンスについて記載します。

②コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

１） 取締役会

取締役会は取締役３名で構成されており、経営方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置づけ、運営されております。原則として３ヶ月に１回開催される他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

２） 監査役

当社は監査役制度を採用しております。監査役は監査の独立性を確保しながら取締役会に出席し、取締役の業務執行を監督すると共に、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に監査法人より報告を受けております。

３） 内部監査

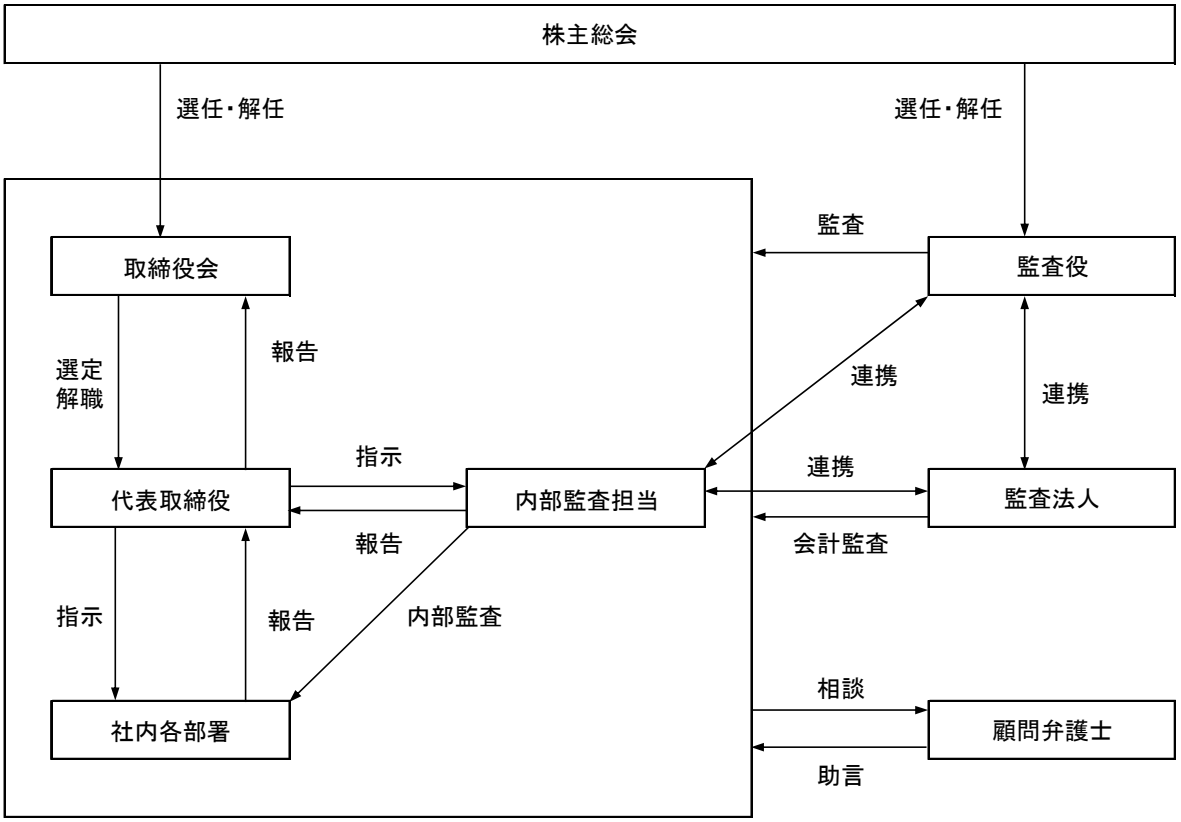
当社は会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているか否かを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、内部監査担当者１名を配置し、代表取締役の指示により各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役と情報交換を随時行い、連携しながら効果的・効率的な監査を実施しております。

４） 会計監査の状況

当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき監査を受けております。なお2022年３月期において監査を執行した公認会計士は米永隆司氏、倉持奈美子氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士２名、その他２名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③リスク管理体制の整備の状況

当社グループの業務、経営上の各種リスクについて、各部門から独立したリスク管理担当がモニタリング（把握・分析・評価）を行い、その結果を踏まえて各リスクに対する管理体制の整備、管理、再発防止を行っております。

④役員報酬の内容

2022年３月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

取締役の年間報酬総額　　－

監査役の年間報酬総額　　－

なお、取締役及び監査役はシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社から役員報酬を得ております。

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の取締役の報酬限度額は2,200百万円、監査役の報酬限度額は５百万円となっております。

なお、役員報酬の個別開示は実施しない方針です。

⑤株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第 309 条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使できる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う旨を定款に定めております。

⑥社外監査役との関係

当社では、社外監査役１名を選任しておりますが、当社との人的関係・資本的関係・取引関係、又はその他利害関係は一切ありません。

⑦中間配当

当社は、機動的な資本政策の遂行の一環として、株主への利益還元を可能とするため、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑧自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財政政策等の経営諸施策を機動的に遂行する一環として、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	4,000	－
連結子会社	7,500	300
計	11,500	300

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査日数等を勘案して決定しております。

第６【経理の状況】

１．連結財務諸表の作成方法について

（１）当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）並びに同規則46条及び68条の規定に基づき、当社グループの主たる事業である投資運用・顧問業を営む会社の財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

（２）当社の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128 条第３項の規定に基づき、連結会計年度（2021年４月１日から2022年３月31日まで）の連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2021年３月31日）		当連結会計年度 （2022年３月31日）	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		8,808,569		7,467,358
直販顧客分別金信託		100		100
前払費用		17,231		20,394
未収委託者報酬		3,945,819		1,639,269
未収運用受託報酬		49,766		56,421
未収投資助言報酬		12		1,814
未収還付法人税等		152,964		765,956
未収還付消費税等		－		55,406
その他		107,722		126,805
流動資産合計		13,082,184		10,133,526
固定資産				
有形固定資産				
建物付属設備（純額）	*1	8,042	*1	4,998
器具備品（純額）	*1	13,422	*1	9,603
使用権資産(純額)	*1	28,091	*1	14,982
有形固定資産合計		49,556		29,584
無形固定資産				
電話加入権		652		652
無形固定資産合計		652		652
投資その他の資産				
投資有価証券		542,113		469,599
関係会社株式	*2	160,755	*2	141,043
長期差入保証金		78,955		77,787
長期前払費用		2,119		1,298
投資その他の資産合計		783,944		689,728
固定資産合計		834,152		719,965
資産合計		13,916,337		10,853,491

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2021年３月31日）	当連結会計年度 （2022年３月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	75,562	97,258
未払金	2,963,647	1,934,351
未払費用	33,802	35,848
未払法人税等	1,467,776	7,525
未払消費税等	393,589	285
前受金	24,392	21,590
リース債務	14,270	14,614
流動負債合計	4,973,040	2,111,474
固定負債		
資産除去債務	25,137	25,382
リース債務	13,860	544
繰延税金負債	17,782	13,693
固定負債合計	56,780	39,619
負債合計	5,029,821	2,151,093
純資産の部		
株主資本		
資本金	370,000	370,000
利益剰余金	8,495,746	8,203,962
株主資本合計	8,865,746	8,573,962
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	82,499	85,120
為替換算調整勘定	△ 61,730	43,315
その他の包括利益累計額合計	20,768	128,435
純資産合計	8,886,515	8,702,397
負債純資産合計	13,916,337	10,853,491

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）		当連結会計年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）	
営業収益				
委託者報酬		11,876,107		7,256,666
運用受託報酬		167,725		386,652
投資助言報酬		10		5,415
その他営業収益		21,253		180,444
営業収益合計		12,065,096		7,829,178
営業費用及び一般管理費	*1	5,745,041	*1	4,674,558
営業利益		6,320,054		3,154,620
営業外収益				
受取利息		5,949		352
為替差益		9,628		32,399
受取配当金		1,560		600
還付加算金		154		114
投資有価証券売却益		65,297		－
助成金収入		7,919		200
その他		120		0
営業外収益合計		90,630		33,667
営業外費用				
支払利息		195		412
投資有価証券売却損		－		335
投資有価証券償還損		－		22,204
持分法による投資損失		27,317		19,712
その他		400		222
営業外費用合計		27,912		42,887
経常利益		6,382,772		3,145,400
特別損失				
固定資産除却損		109		0
投資有価証券評価損		35,122		－
特別損失合計		35,232		0
税金等調整前当期純利益		6,347,540		3,145,400
法人税、住民税及び事業税		1,727,778		845,434
法人税等調整額		△ 11,328		△ 3,849
法人税等合計		1,716,450		841,585
当期純利益		4,631,090		2,303,815
非支配株主に帰属する当期純利益		－		－
親会社株主に帰属する当期純利益		4,631,090		2,303,815

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）		当連結会計年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）	
当期純利益		4,631,090		2,303,815
その他の包括利益				
その他有価証券評価差額金		62,666		2,621
為替換算調整勘定		330		105,045
その他の包括利益合計	*1	62,997	*1	107,667
包括利益		4,694,087		2,411,482
（内訳）				
親会社株主に係る包括利益		4,694,087		2,411,482
非支配株主に係る包括利益		－		－

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	370,000	5,404,046	－	5,774,046
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益	－	4,631,090	－	4,631,090
自己株式の取得	－	－	△ 1,539,390	△ 1,539,390
自己株式の消却	－	△ 1,539,390	1,539,390	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	－	3,091,700	－	3,091,700
当期末残高	370,000	8,495,746	－	8,865,746

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	19,832	△ 62,060	△ 42,228	5,731,818
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	4,631,090
自己株式の取得	－	－	－	△ 1,539,390
自己株式の消却	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	62,666	330	62,997	62,997
当期変動額合計	62,666	330	62,997	3,154,697
当期末残高	82,499	△ 61,730	20,768	8,886,515

当連結会計年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	370,000	8,495,746	－	8,865,746
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益	－	2,303,815	－	2,303,815
自己株式の取得	－	－	△ 2,595,600	△ 2,595,600
自己株式の消却	－	△ 2,595,600	2,595,600	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	－	△ 291,784	－	△ 291,784
当期末残高	370,000	8,203,962	－	8,573,962

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	82,499	△ 61,730	20,768	8,886,515
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	2,303,815
自己株式の取得	－	－	－	△ 2,595,600
自己株式の消却	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,621	105,045	107,667	107,667
当期変動額合計	2,621	105,045	107,667	△ 184,117
当期末残高	85,120	43,315	128,435	8,702,397

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当連結会計年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,347,540	3,145,400
減価償却費	25,532	24,930
支払利息	195	412
固定資産除却損	109	0
受取利息及び受取配当金	△ 7,510	△ 953
還付加算金	△ 154	△ 114
為替差損益（△は差益）	△ 96,075	△ 76,115
投資有価証券売却損益（△は売却益）	△ 65,297	335
投資有価証券償還損益（△は償還益）	－	22,204
投資有価証券評価損益(△は評価益)	35,122	－
持分法による投資損益（△は投資利益）	27,317	19,712
前払費用の増減額（△は増加）	1,809	△ 2,941
長期前払費用の増減額（△は増加）	820	820
未収委託者報酬の増減額（△は増加）	△ 2,376,172	2,452,427
未収運用受託報酬の増減額（△は増加）	△ 5,542	△ 6,655
未収投資助言報酬の増減額(△は増加)	△ 12	△ 1,802
未収還付消費税等の増減額（△は増加）	－	△ 55,406
その他流動資産の増減額（△は増加）	△ 22,045	△ 18,942
預り金の増減額（△は減少）	2,063	21,696
未払金の増減額（△は減少）	1,145,495	△ 1,072,414
未払費用の増減額（△は減少）	7,758	1,783
前受金の増減額（△は減少）	7,382	△ 2,801
未払法人税等（外形）の増減額（△は減少）	43,230	△ 56,888
未払消費税等の増減額（△は減少）	369,393	△ 393,303
小計	5,440,960	4,001,384
利息及び配当金の受取額	6,961	809
法人税等の支払額	△ 864,099	△ 3,017,608
法人税等の還付額及び還付加算金の受取額	207,787	155,184
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,791,609	1,139,771
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 6,775	△ 3,044
投資有価証券の取得による支出	△ 80,091	△ 10,100
投資有価証券の売却及び償還による収入	386,667	94,446
長期差入保証金の差入による支出	△ 2,299	△ 1,581
長期差入保証金の返還による収入	3,369	3,148
投資活動によるキャッシュ・フロー	300,870	82,869
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△ 16,449	△ 14,515
利息の支払額	△ 195	△ 412
自己株式の取得による支出	△ 1,539,390	△ 2,595,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,556,035	△ 2,610,528
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,035	46,677
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	3,539,480	△ 1,341,210
現金及び現金同等物の期首残高	5,269,089	8,808,569
現金及び現金同等物の期末残高	*1 8,808,569	*1 7,467,358

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数　　２社

連結子会社の名称

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド

従来、連結子会社でありましたシンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッドについては、2021 年８月５日付で清算結了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数　　２社

持分法適用の関連会社の名称

株式会社シンプレクス・インスティテュート

ストームハーバー証券株式会社

(2) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の直近の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（使用権資産を除く）

主として定率法によっております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備	10 年～18 年
器具備品	3 年～15 年

② 使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 無形固定資産（使用権資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3 年又は 5 年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当連結会計年度の計上額はありません。

(4) 収益の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬に関し、当社グループは投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社グループが日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。なお、一部取引については取引価格から減額して算定しております。当社グループは当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年 4 回、年 2 回もしくは年 1 回受取ります。

② 運用受託報酬

運用受託報酬に関し、当社グループは対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社グループが日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社グループは当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年 4 回もしくは年 2 回受取ります。

③　投資助言報酬

投資助言報酬に関し、当社グループは対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社グループが日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社グループは当該収益認識方法により確定した報酬を年２回受取ります。

④　成功報酬

成功報酬に関し、当社グループは投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。なお、一部取引については取引価格から減額して算定しております。当社グループは、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３カ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年３月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来は一部の取引について、営業費用及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、営業収益から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の利益剰余金期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業収益並びに営業費用及び一般管理費が 420,490 千円減少しております。営業利益以下の各段階損益に影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第 89-3 項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち、当連結会計年度に係る比較情報については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年７月４日）第 44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。この変更による連結財務諸表に与える影響はありません。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　2021 年 6 月 17 日）

（1）概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

（2）適用予定日

2023 年 3 月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は軽微であります。

（連結貸借対照表関係）

＊1 有形固定資産の減価償却累計額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （2021 年３月 31 日）	当連結会計年度 （2022 年３月 31 日）
建物付属設備	55,949 千円	59,430 千円
器具備品	31,003 千円	38,209 千円
使用権資産	1,707 千円	17,605 千円
計	88,660 千円	115,246 千円

＊2 関連会社に対する株式は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （2021 年３月 31 日）	当連結会計年度 （2022 年３月 31 日）
関係会社株式	160,755 千円	141,043 千円

（連結損益計算書関係）

＊1 営業費用及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2020 年４月１日 至　2021 年３月 31 日）	当連結会計年度 （自　2021 年４月１日 至　2022 年３月 31 日）
支払手数料	1,051,545 千円	164,888 千円
委託調査費	159,687 千円	89,237 千円
給与及び賞与	4,010,881 千円	3,873,772 千円

（連結包括利益計算書関係）

＊1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 （自　2020 年４月１日 至　2021 年３月 31 日）	当連結会計年度 （自　2021 年４月１日 至　2022 年３月 31 日）
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	128,438 千円	△20,335 千円
組替調整額	△65,297 千円	22,540 千円
税効果調整前	63,141 千円	2,205 千円
税効果額	△474 千円	415 千円
その他有価証券評価差額金	62,666 千円	2,621 千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	330 千円	105,045 千円
為替換算調整勘定	330 千円	105,045 千円
その他の包括利益合計	62,997 千円	107,667 千円

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　2020 年４月１日　至　2021 年３月 31 日）

1.　発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	2,100,000	－	690,000	1,410,000
合計	2,100,000	－	690,000	1,410,000

（変動事由の概要）

2020年８月11日の取締役会の決議による自己株式の消却による減少　690,000株

2. 自己株式に関する事項

（単位：株）

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	－	690,000	690,000	－
合計	－	690,000	690,000	－

（変動事由の概要）

2020年８月11日の取締役会の決議による自己株式の取得による増加　690,000株

2020年８月11日の取締役会の決議による自己株式の消却による減少　690,000株

3. 配当に関する事項

（1） 配当金支払額

該当事項はありません。

（2） 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2021 年４月１日　至　2022 年３月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	1,410,000	－	560,000	850,000
合計	1,410,000	－	560,000	850,000

（変動事由の概要）

2021年８月10日の取締役会の決議による自己株式の消却による減少　560,000株

2. 自己株式に関する事項

（単位：株）

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	－	560,000	560,000	－
合計	－	560,000	560,000	－

（変動事由の概要）

2021年８月10日の取締役会の決議による自己株式の取得による増加　560,000株

2021年８月10日の取締役会の決議による自己株式の消却による減少　560,000株

3. 配当に関する事項

（1） 配当金支払額

該当事項はありません。

（2） 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

＊1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2020 年４月１日 至　2021 年３月 31 日）	当連結会計年度 （自　2021 年４月１日 至　2022 年３月 31 日）
現金・預金	8,808,569 千円	7,467,358 千円
現金及び現金同等物	8,808,569 千円	7,467,358 千円

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・使用権資産　主として、オフィスの賃借であります。

② リース資産の減価償却の方法

使用権資産の減価償却の方法は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４.会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2021年３月31日）	当連結会計年度 （2022年３月31日）
１年内	63,443	64,579
１年超	31,721	295,723
合計	95,165	360,303

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1） 金融商品に関する取組方針

当社グループは、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

（2） 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社グループが運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は、主に当社グループ設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金は、すべて１年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

（3） 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

営業債権は、当社グループが運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

② 流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

③ 市場リスク

当社グループは、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収還付法人税等、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2021 年３月 31 日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	542,113	542,113	－
資産計	542,113	542,113	－

当連結会計年度（2022 年３月 31 日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	469,599	469,599	－
資産計	469,599	469,599	－

（注1）有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	―	96	21,550	―
合計	―	96	21,550	―

当連結会計年度（2022年３月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	―	91	19,603	―
合計	―	91	19,603	―

（注3）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
リース債務	14,270	13,363	349	147	―	―
合計	14,270	13,363	349	147	―	―

当連結会計年度（2022年３月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
リース債務	14,614	382	161	―	―	―
合計	14,614	382	161	―	―	―

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

投資信託については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　2019 年７月４日）第 26 項に定める経過措置を適用しております。なお、連結貸借対照表における当該投資信託の金額は 469,599 千円であります。

（有価証券関係）

1.　その他有価証券

前連結会計年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託受益証券	352,806	225,008	127,798
小計	352,806	225,008	127,798
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	189,306	234,131	△44,825
小計	189,306	234,131	△44,825
合計	542,113	459,140	82,973

当連結会計年度（2022 年３月 31 日）

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	332,715	206,073	126,641
小計	332,715	206,073	126,641
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	136,883	178,346	△41,462
小計	136,883	178,346	△41,462
合計	469,599	384,419	85,179

2.　連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	386,667	65,297	0

（注）上記その他有価証券の「売却額」、「売却益」及び「売却損」には、「解約額」、「解約益」及び「解約損」が含まれております。

当連結会計年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	94,446	－	22,540

（注）上記その他有価証券の「売却額」及び「売却損」には、「解約額」、「償還額」、「解約損」及び「償還損」が含まれております。

3.　減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

当連結会計年度において、有価証券について 35,122 千円（その他有価証券の非上場株式等 35,122 千円）減損処理を行っております。

当連結会計年度（自　2021 年４月１日　至　2022 年３月 31 日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 （2021 年３月 31 日）	当連結会計年度 （2022 年３月 31 日）
繰延税金資産		
未払費用否認	11,523 千円	10,457 千円
未払事業税	77,693 千円	1,384 千円
その他有価証券評価差額金	102 千円	305 千円
投資有価証券評価損	18,887 千円	18,887 千円
資産除去債務	7,697 千円	7,772 千円
繰延税金資産小計	115,903 千円	38,807 千円
評価性引当額（注）	△115,903 千円	△38,807 千円
繰延税金資産合計	－	－
繰延税金負債		
還付事業税	－千円	△582 千円
外国子会社配当課税	△16,798 千円	△12,941 千円
その他有価証券評価差額金	△474 千円	△59 千円
固定資産（除去費用）	△510 千円	△110 千円
繰延税金負債合計	△17,782 千円	△13,693 千円
繰延税金負債の純額	△17,782 千円	△13,693 千円

（注）評価性引当額が 77,096 千円減少しております。この減少の主な内容は、未払事業税に係る評価性引当額が 76,309 千円減少したことによります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 （2021年３月31日）	当連結会計年度 （2022年３月31日）
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
外国子会社税率差異	△2.5%	△2.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3%	△0.0%
評価性引当額の増減	1.0%	△2.5%
タックスヘイブン課税	0.0%	0.5%
特別税額控除	△2.3%	―
外国子会社配当課税	0.2%	0.3%
その他	0.3%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	26.8%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

（1） 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（2） 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 15 年半と見積り、割引率は 0.56%から 1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
期首残高	24,894千円	25,137千円
時の経過による調整額	242千円	245千円
期末残高	25,137千円	25,382千円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自　2021 年４月１日　至　2022 年３月 31 日）

委託者報酬	4,742,776 千円
運用受託報酬	384,998 千円
投資助言報酬	5,415 千円
成功報酬	2,515,544 千円
顧客との契約から生じる収益	7,648,734 千円
その他の収益	180,444 千円
外部顧客への売上高	7,829,178 千円

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

1.　サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	11,876,107	167,725	10	21,253	12,065,096

2.　地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン諸島	その他	合計
6,063,650	5,905,191	96,254	12,065,096

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

（単位：千円）

日本	香港	合計
19,092	30,463	49,556

3. 主要な顧客ごとの情報

運用受託報酬について営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,256,666	386,652	5,415	180,444	7,829,178

2. 地域ごとの情報

（1） 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン諸島	その他	合計
4,532,433	3,049,403	247,342	7,829,178

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2） 有形固定資産

（単位：千円）

日本	香港	合計
13,296	16,288	29,584

3. 主要な顧客ごとの情報

運用受託報酬について営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループの報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

（1） 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自　2020 年４月１日　至　2021 年３月 31 日）

（ア） 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	シンプレクス株式保有組合	東京都千代田区	―	当社株式の保有・運用	被所有直接49.3	―	自己株式の取得	769,695	―	―

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付方法により決定しております。

（イ） 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員 主要株主	水嶋浩雅	―	―	当社代表取締役社長	被所有直接40.0	―	自己株式の取得	615,756	―	―

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付方法により決定しております。

当連結会計年度（自　2021 年４月１日　至　2022 年３月 31 日）

（ア） 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	シンプレクス株式保有組合	東京都千代田区	―	当社株式の保有・運用	被所有直接48.8	―	自己株式の取得	1,297,800	―	―

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付方法により決定しております。

（イ） 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員 主要株主	水嶋浩雅	ー	ー	当社代表取締役社長	被所有 直接40.0	ー	自己株式の取得	1,038,240	ー	ー
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社OFFICE M	東京都港区	10,000	不動産及び有価証券に対する投資等	被所有 直接10.0	ー	自己株式の取得	259,560	ー	ー

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付方法により決定しております。

（2） 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自　2020 年４月１日　至　2021 年３月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2021 年４月１日　至　2022 年３月 31 日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
１株当たり純資産額　6,302円49銭 １株当たり当期純利益金額　2,787円42銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	１株当たり純資産額　10,238円12銭 １株当たり当期純利益金額　2,188円85銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注）1.１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
親会社株主に帰属する当期純利益	4,631,090千円	2,303,815千円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	4,631,090千円	2,303,815千円
期中平均株式数	1,661,425株	1,052,521株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期末残高 （千円）	平均利率 （%）	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	14,270	14,614	2.0	―
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	13,860	544	2.0	2023年4月1日～ 2024年8月20日
合計	28,131	15,158	―	―

（注）1.「平均利率」については、リース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務（1 年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後 5 年以内における 1 年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 （千円）	2年超3年以内 （千円）	3年超4年以内 （千円）	4年超5年以内 （千円）
リース債務	382	161	―	―

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の 100 分の 1 以下であるため、記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

当社は連結財務諸表作成会社であるため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後３ヶ月以内
基準日	３月31日
剰余金の配当の基準日	９月30日、３月31日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 三井住友信託銀行株式会社　全国各支店 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。（http://www.simplex-f-holdings.com/） 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第２項各号に掲げる権利

会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月27日

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　米永隆司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　倉持奈美子

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上